解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十四日開催の社員総会の決議により平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

北海道江別市野幌町三三番地の一

社団法人野幌報徳会

代表清算人　樺澤　吉郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

宮城県仙台市青葉区五橋二丁目一二番二号

仙台市福祉プラザ内

財団法人仙台市障害者福祉協会

代表清算人　渡邉　純一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月二十三日開催の平成二十三年度第二回総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

群馬県前橋市大手町一丁目一番一号

社団法人群馬県環境保健組織連合会

代表清算人　青木　正

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

山梨県甲府市北口二丁目一五番四号

財団法人帝京山梨教育福祉振興会

代表清算人　冲永　荘八

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

山梨県甲府市川田町五一七番地

特例民法法人青少年育成山梨県民会議

代表清算人　山田　文夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

山梨県笛吹市石和町四日市場一五六六番地

財団法人山梨伝統産業振興会

代表清算人　冲永　荘八

解散公告（第二回）

当財団法人は、寄付行為に定める存続期間の満了により、平成二十五年四月一日解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

岐阜県中津川市かやの木町二番一号

財団法人なかつがわふれあい公社

代表清算人　大井　久司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

岐阜県可児市瀬田一五八四番地の一花フェスタ記念公園内

財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センター

代表清算人　石黒　雄教

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年三月十日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

滋賀県栗東市安養寺八丁目二番一三号

農事組合法人栗東マッシュルーム生産組合

清算人　山本　豊一

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

京都市左京区下鴨半木町一番地の五　京都府立大学内

財団法人京都府立大学学術振興会

清算人　渡辺信一郎

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

大阪府吹田市出口町三一番一号

財団法人吹田市施設管理公社

代表清算人　土井　実

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

大阪府交野市私部一丁目一番一号

財団法人交野市文化財事業団

代表清算人　山本　和孝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により、平成二十五年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

大阪市中央区大手前一丁目七番三一号

財団法人大阪市都市工学情報センター

代表清算人　大塚　敢

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

和歌山県西牟婁郡すさみ町江住一四二八番地

財団法人江住保郷会

代表清算人　山本　壽吉

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

和歌山県西牟婁郡すさみ町見老津二八四番地

財団法人見老津保郷会

代表清算人　岡山　重人

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

徳島市万代町一丁目一番地

社団法人徳島県庁友会

清算人　谷川　博文